

## 徳山藩の改易と下松妙見伝説の封印

—毛利氏版伝説支配へのアンチテーゼ版伝説の路線—

会員 北川 健

かくも地域創生へと突出した、前衛きわまる先駆者がよくぞいたものである。

近世の徳山領、下松の妙見神社（註1）にみずからが是とした旧大内氏版の伝説を復活。そこに徳山領としての独自の歴史的な自己認識、アイデンティティーの拠りどころを置こうとした、そもそも地域文化創出への鋭意に満ちた藩主がいたのだ。徳山藩三代目（元禄三、享保元／一六九〇～一七一六）の当主毛利元次がそれである。もちろん、この措置は毛利氏版の伝説を藩是とする本藩の伝説支配に抵触、当然衝突する。実に文化政策の上でのアンチ本藩の路線である。

### 一 アングラな『寺社由来』記述の構図

さて、下松妙見神社（註2）の伝説に異様、異変を覚えたのは、社坊鷲頭寺から提出の書面二綴（註3）を『防長寺社由来』（註4）に見ていてのことである。  
 （一）社坊提出の「妙見山由来」（寛保元／一七四一）  
 （II）社坊提出の「妙見山古記」（寛保元／一七四一）では、その記述内容がどう穩当を欠くのか。

まず（一）。表題には「由来」とあるが、肝心の起源・

沿革の記述はなく（註5）、「古記一軸（中略）等写、別紙差出候」とある。その別紙こと（II）の「妙見山古記」もまた、公儀事に抗するのにギリギリのところでの構文だと見て取れる。「古記」という題名も、冒頭の「多々良氏譜牒曰く」という書き出しも、自身には公言の責任の及ばぬよう抜け目なく、人を喰つた仕構えである。

すなわち、（II）が「多々良氏譜牒曰」と掲げるのは、

近世初頭の天正三年（一五七五）に藩祖毛利輝元が大内義隆祈願所として竜福寺の再興を認可するに際して編成させ、さらに再興の下松妙見神社にも適用した（註6）毛利氏版のように見える。これぞ公式であり、下松妙見神社の近世の建前としての伝説は如何にもこれである。

ところが、ところがである。表面、表向きのタイトルはそうでありながらも中味はと見ると、それが何んと驚くことに、

「多々良氏譜牒曰

推古天皇御宇十七年己巳周防国都濃郡鷺頭庄青柳浦有大星、留在松樹上而七昼夜赤々不絶、：（中略）：

經三年辛未歲（推古一九）百濟國斉明王第二皇子琳聖太子來朝…（後略）…（傍点および（註記）は北川）とある。これでは世にいう、

A 毛利氏版『多々良氏譜牒』（天正三ノ一五七五）ではなく（註7）、それ以前から世に知れた、

B 大内政弘版『大内多々良氏譜牒』（文明一八ノ

一四八六）

からの、そのまんまの引用である（註8）。降星年がA II推古三年、B II推古一三年と相違しているはずである。

つまり、（I）（II）を合わせると、建前のはずの毛利氏版A伝説の名をそれらしく掲げつつも、その中味は旧大内氏版のB伝説にスリ替え、毛利氏版A伝説への不服従と、面当てをやってのけて覗然としているのである。この鷺頭寺別当の本藩役所に対する尖兵ぶりと余裕ぶりは何によるのか。

そこからは、A伝説情況を受け入れることを潔しとせず、あてぶてしくもそれへのレジスタンスを続ける、B伝説固守の筆頭たる、ほかでもない社坊鷺頭寺の別当組

海の『闘う』姿が浮かび上がつてくる。

このような下松妙見神社の伝説をめぐる分断と対立の構図は、どうもたらされ横たわっているのか。その前提には政治衝突のドラマ、公儀による曲折と膠着があつた、と睨んでからざるをえない。

## 二 藩主みずからが毛利氏版伝説をば破棄

さいわい筆者北川は、徳山藩『藩史』の記事のなかにこのコトの発端を見出すことができた。(註9)

「正徳四年甲午二月廿七日社坊鷲頭寺ニ有之妙見之縁起、先頃元次公被遊御覽候処文字誤り其外相違之廉有之ニ付御改被成黄片折え認之岡九介書之閉本にして鷲頭寺什物ニ可指置旨を以御下渡相成、然は前方之縁起は御居間え可差出通りニ付則差出之」

すなわち、正徳四年(一七一四)、徳山藩主の毛利元次は、領内下松の妙見神社——社坊鷲頭寺——の「縁起」について、「相違之廉有之」としてその改訂、改編を指示。改編した新規の縁起書を社坊の「什物」とするよう「下

(げ) 渡し、従来の「縁起」を没収した、と記録されている。

つまり、元次は下松妙見神社の既存本来のA伝説に対して藩主みずから直接手を下して停廃。これに替えてB伝説を新規に制定したのである。鮮やかなスタンダードプレーにも見える一幕である。(註10)

この折、元次は一方のAを「相違之廉有之」と呼ばわつてゐるが、それは次掲のBと対比してのことである。この二つの伝説A・Bとは、

### A 毛利氏版伝説……『多々良氏譜牒』(天正三)

伝説をベースとするもの。(註11)

### B 大内氏版伝説……『大内多々良氏譜牒』(文明一八)

伝説をベースとするもの。(註12)

である。

元次はその従来のAを排してBを採用。これまで毛利氏版のA伝説を内容としてきていた下松妙見伝説を、みずからして大内氏版のB伝説へと内容を転換、先祖返りさせたのである。

三 近世の徳山寺社界の創世主である元次 時に元次は、徳山藩主二五年目の四八歳。好学にして知性派。氣鋭の三代目藩主にして錚々たる文化人、教養人であつた。たとえば、

元禄一〇 みずから書院で連歌を興行。その百韻満軸を山口の多賀神社に、後年には江戸湯島の天満宮に奉納。

ク 一五 菅原道真八百年祭を領内大島に建立の居守天神で開催。

など(註13)、そうした面では徳山藩ピカイチの存在であった(註14)。いきおい枢要の社寺については、

正徳四 下松妙見神社の社坊縁起を改編。(註15)

ク 五 遠石八幡宮の神事式を編成。(註16)

など、その社伝や神儀の内容にまで関与している。

こうした藩主元次と遠石八幡宮・下松妙見神社らとの親近な関係は、元次による次のような徳山近世寺社界の

枢軸の創出、形成を通じてのことであつた。

遠石八幡宮は標米一〇〇石。後世には宮司は徳山領東方の寺社「都合役」に充てられてもおり、徳山寺社界の首班格。元次は次のように遇している。(註17)

元禄九 (一六九六) 常祷院を下松から徳山に移す。  
ク 一〇(一六九七) 同院の初代住持には遠石八幡宮の社坊五智輪寺から社僧を迎え、護摩行事

執行を始める。

ク ク (一六九七) 遠石八幡宮を再建。

正徳五 (一七一五) 遠石八幡宮の神事式を編成。

片や下松妙見神社は九〇石。

ク 一〇(一六九七) 常祷院護摩行事に出仕となる。

ク 一五(一七〇二) 京都仁和寺に帰属。(註18)

正徳四 (一七一四) 元次により伝説改編。

かく、徳山の地に寺社界の中枢を創出、構築したのは三代藩主元次であり、遠石八幡宮や下松妙見神社がその地歩を築いたのも、元次によるところが大きい。

四 毛利氏版伝説支配へのアンチテーゼ

ところが、このA・B二つの伝説は、そもそも次の二とく歴史的、体制的にワケあっての存在である。

前者Aは、天正三年（一五七五）、毛利氏の防長統治の当初、大内義隆祈願所＝再興竜福寺の建立を機会に、旧主大内氏の伝説を否定抑制する意図からこれを改廃、再編。再版伝説を『多々良氏譜牒』と名づけた。

そこでは大内氏を格下げすべくその前身呼称「多々良」氏の名をこれに充て、また、旧多々良氏伝説では琳聖太子の渡来年は推古五年であったとして、「推古五年」を渡来年としたところにポイントがある。（註19）

この『多々良氏譜牒』を、毛利氏は再興竜福寺と再興下松妙見神社とに奉戴させ（註20）、それ以外の大内氏由縁の寺社にして旧前の大内氏伝説を奉戴するケースについては不問とした。爾来、近世毛利氏の統治下では、この新規の規範伝説を奉戴する一二の寺社と、旧前伝説を続行奉戴する余他の寺社が併存。その伝説支配は斎一ではなく、分断統治であり、その直接対象は限られたごく一部——寺院・一神社（註21）——にすぎなかつた。

その一神社が下松妙見神社である。【写真1】

後者Bは、文明一八年（一四八六）大内政弘が氏寺興隆寺の勅願寺指定に際して編成（註22）した『大内多々良氏譜牒』伝説が母体。琳聖太子の渡来を推古一九年とする。いわゆる大内氏伝説の典型として知られる。

とあつては、この元次みずからによるAからBへの伝説モデルの転換は、単に歴史の推移とは逆行するだけではなく、藩祖輝元以来の毛利氏の伝説支配——その『旧主大内氏伝説からの自己隔離』という禁制と規範——に対しては、あらうことか本末転覆、逆反して旧大内氏伝説への回帰路線を打ち出したことになる。

毛利氏体制からすれば、現行レジームに逆反するアンチテーゼ。異端であり、鬼子伝説の出現であつた。

## 五 中世の大内氏伝説こそ原典「ブランド」

元次はAではなく、なぜBをもつて是！としたのか。A・Bそれぞれの母体である『譜牒』伝説でもつて対比すると、その異同の半方は次の二とし。



写真1 下松妙見神社の上宮と中宮。『降松神社境内全図』(明治31)。

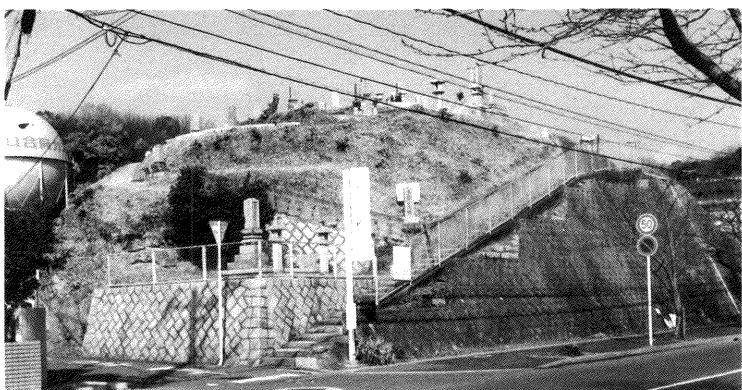


写真2 万役山事件の史跡碑。周南市桜木町。写真中心点の石碑。



写真3 徳山毛利氏の祈願所常禱院。周南市毛利町。現在無住。

## (I) 成立事情

①編成者……A（記名なし）

B 大内政弘

②編成年……A 天正三年（一五七五）

B 文明一八年（一四八六）

（II）該地記述の具体性（省略）

（III）琳聖太子の渡来年

A 推古五年（五九七）

B 推古一九年（六一二）

焦点は何よりも伝説の①成立事情と②編成主体、その相違に帰結する、と筆者北川は推断する。なぜなら、伝説編成が「天正三年」とあっては、旧大内氏時代への歴史性は甦つてはこない。

その点ではBには該時性、該事性が備わっており、認知度、パブリシティがある。Bのほうが神社とその伝説をして旧大内氏時代からのそれたらしめる、要するに『歴史に即した』ブランド伝説である。

対してAには遜色がある。そもそもA『多々良氏譜牒』

伝説は毛利氏が旧大内氏の伝存勢力を駆逐、滅却するために、大内氏の到達伝説（註22）たるB『大内多々良氏譜牒』伝説を骨又キにしてのもの。毛利氏としてはあくまで「多々良義隆卿」祈願所という限りでの伝説扱いであつて、これを広く奉戴、弘布しようなどとするものではない（註23）。人心をして旧大内氏に《寄せつけない》ため『張り繩をかける』式の禁制、遮蔽の機能のもの。

してみると、A・B二つの『譜牒』伝説、その相反する効用の構図＝「相違」のほどを、原典優先、自領発揚という見地にして元次は選択したのである。

## 六 メイドイン毛利氏版レジームに逆反

この元次改編のもつ突出性、インパクトは、何よりも、  
①近世初頭の藩祖輝元による伝説支配＝分割統治のワクを越えて、

②旧大内氏時代の伝説そのものに即してストレートに継承した、

その点にある。元次が求めたのは原典としての、

①伝説編成主体としての旧大内氏、  
②編成時期としての旧大内氏時代、

である。近世毛利氏がリメイクした——メイドイン毛利

氏版の——公儀伝説ではなく、中世の旧大内氏による本來伝説の直接の繼承、顕揚であつた。

この地域みずから歴史観想像として原典ブランド版の伝説に切り替えるのに、元次は

①藩祖・本藩による伝説支配を無視、払いのけ、

②藩祖・本藩の頭越し、肩越しに専断してのける、なぞ『自領自決』を斷行、宣言したにひとしい。それは

本支藩の関係にあつては、本藩の立場と権威を真っ向から否定する所為であつた。

時あたかも、あの万役山事件（正徳五／一七一五）の前年のことである「写真2」。

## 七 すでにアンチ路線にあつての万役山事件

とあって、万役山事件の以前段階から元次はこの『自領自決』の路線にあつた。彼はこの軌道に立ち、内面からしてこれをバックボーン、対抗軸として本藩と対峙したことになる。けだし、その水面下、腹蔵劇としては万役山事件とは別に、もう一つの激突と対決を構えていたことになる。

## 八 藩改易に遭遇しての元次版伝説の封印

なればこそ、翌年、徳山藩の改易に遭遇して、渦中、徳山側の中枢はこの元次改編の新制伝説をば極秘、封印に処した、と受けとめてよからう。

①徳山藩『炎上』にさらに油を注ぎ、②藩主元次の罪状を増幅することは、挙げて回避しなければならない緊急避難事であつたはずである。

基盤を保有していたことにある。

## 九 原状回復先をめぐる伝説両派の相克

かくして事後、徳山藩では、

(I) 元次が停廃（正徳四）した毛利氏版伝説A

(II) 改易（正徳六）で封印した元次版伝説B

この二つの伝説が残存、原状回復をめぐって相克する。冒頭に挙げた『寺社由来』の社坊提出書（寛保元／一七四一）は、まさにこの段階の一方を体現する。冒頭に挙げた祖海の『寺社由来』提出書の得体不明、不可解さの正体は、ここにある。

ともあれ、改易は解消され（享保四／一七一九）藩は復活を見るが、伝説の原状回復先A・Bの決着は収束ならず、四半世紀を経過する。

## 一〇 対立と膠着による三〇年余の伝説空白

この一スジ縄ではないかない対立と膠着は、双方如何なる体勢にあつてのことか。その一方だけでも、社坊別当の姿勢を通してうかがい見ると、主因はそれ相応の支持

段階に至つても封印伝説についてはみずから名での直接の公言はあくまでも控えており、二〇余年来の封印を形の上では遵守している。その一徹ぶりからすると、社坊別当は伝説封印の密命、密議の段階からその盟約と連帶に加担。これを厳守、貫徹することを約定、信条としていたことを物語っている。むろん彼らは元次伝説を再現、復活することを宿願してのこと。この祖海の『寺社由来』書の擬態の背後にある盟約、連帶の存在こそ、祖海とB伝説の支持基盤にほかならない。

下松妙見神社の沿革を遡つて見るのに、藩主元次の近世徳山の創出によつて同社はその地歩を得ている。祖海も遠石八幡宮宮司もひとえに元次の協同者であり信奉者である（第三章参照）。その忠誠心情は絶対を誇つた。  
いみじくも彼らは元禄一〇年（一六九七）以来、元次が下松から徳山館山に移した徳山毛利氏の祈願所＝常祷院【写真3】にあつて毎月一〇日間の護摩行事に交替出

仕する四寺院からなる座中のメンバーであった。

その顔触は次のとし。（註24）

①遠石八幡宮の社坊五智輪寺

②下松妙見神社の社坊鷲頭寺

③泉所寺

④岩屋寺

※常祷院（初代住持は五智輪寺からの入寺。その藩

主お目見えの席序は首席善宗寺に次ぐ）

けだし、筆者が見なすのに、そこ常祷院こそは藩主元次自身の徳山寺社界統治のバツクヤード『裏庭』、『奥の院』ではなかつたろうか、と。

伝説相克の一方、社坊祖海を陣頭とする側の勢力主体はこの常祷院の常連グループであり、常祷院の機能からしてさらに徳山毛利氏一族にも通じている。彼らは①前主（前々主）元次への忠誠＝ロイヤルティーと、②伝説封印の盟約、③本藩への対抗意識、を楯と旗印として結束。A伝説側からの復活策動を阻止、牽制したであろうことは、想像に難くない。

向き合うこととする。

その波及と波頭については、別に主題を替えて（註26）

改易後も社坊別当に集約される勢力が三〇年間＝一世代間も影響力を擁していた背後基盤は、これである。別当祖海が泰然と構えていたわけも、そこにある。

それだけに、改易解消して（享保四／一七一九）藩は復活再生しながらも、伝説の行方は二派相克の構図のもとに依然として膠着していたのである。

### — 西国規模での伝説ルネサンスの環流

結果、この膠着情況から脱し、本来伝説の復活を見るのは、藩の改易から三〇余年、寛延段階（一七五〇頃）を得てのことである。

この三〇年もの膠着、空白を開拓する契機をなしたのは、北川の視界だと西国スケールでの琳聖太子伝説のルネサンスとでもいう思潮の到来、環流（註25）がそれである。寛延段階でのその動勢の席卷と沸騰の渦中からA伝説の回復と再生は公現した、と展望する。

— 44 —

註

- (1) 正式の現行名称は降松神社。その歴史的呼称として当稿では「下松妙見神社」とした。
- (2) 当社の歴史、伝説をめぐっては、左記参照のほど。北川健「下松妙見宮の景観飛翔と西国思潮」(『下松地方史研究』五二/H二八)。
- (3) いま一綴、社家から提出の「鷲頭山妙見之縁起」(寛延元)があるが、当稿では触れない。前掲(2)参照。
- (4) 『防長寺社由来』七(S六一)
- (5) 下松妙見神社の社殿、尊像、勅方などについて記載する。
- (6) 「毛利氏統治と旧主大内氏伝説の改廃」(仮題)として別に括める所存である。
- (7) 『防長寺社証文』竜福寺(S四六)。表題は「多々良氏譜牒并竜福寺由来」とある。
- (8) 『山口県史史料編中世I』(H八)
- (9) 徳山藩『藩史』(徳山市史史料)上/S二九。卷之五「神仏社寺之部」。
- (10) ただし、この記録は、内容から見て改易(元次罷免)後の段階で再記録されたものと見て取れる。それだけにその叙述には配慮加減がある。
- (11) 先掲(7)に同じ。
- (12) 先掲(8)に同じ。
- (13) 先掲(9)に同じ。

- (14) ゆえに彼元次は徳山藩の「文教興隆の第一人者」と見なされてゐる。小川宣『周南風土記写真集』(H一九)参照。
- (15) 先掲(9)に同じ。
- (16) 『徳山市史年表』(S四四)
- (17) 先掲(9)に同じ。
- (18) 先掲(4)に同じ。
- (19) 先掲(6)に同じ。したがつて降臨年次は推古三年。
- (20) 先掲(6)に同じ。
- (21) のちには三田尻の岸津妙見神社(寛永二年再興)がある。当地の領主右田毛利氏が毛利氏版としてA伝説を導入したと解される。『防長風土注進案』九/三田尻宰判(S三九)参照。
- (22) 発表「大内氏譜牒の京都淵源と興隆寺別本」を日下予定している。
- (23) 先掲(6)に同じ。
- (24) 先掲(9)に同じ。
- (25) 別途、「近世琳聖太子伝説の西国環流ルネサンス」(仮題)を構想している。この近世期の伝説のありようが伝説史料の内容を決定づけている場合が少なくない。中世伝説の内容把握の上でも見逃せない。
- (26) 前掲(25)に同じ。

《付記》当稿は、平成二七年二月例会での北川発表について、その事前の予定内容を集約したものである。